

松阪市地域防災計画 （行動計画編）

第1章 自助・共助

1 日頃から市民がしておくべきこと

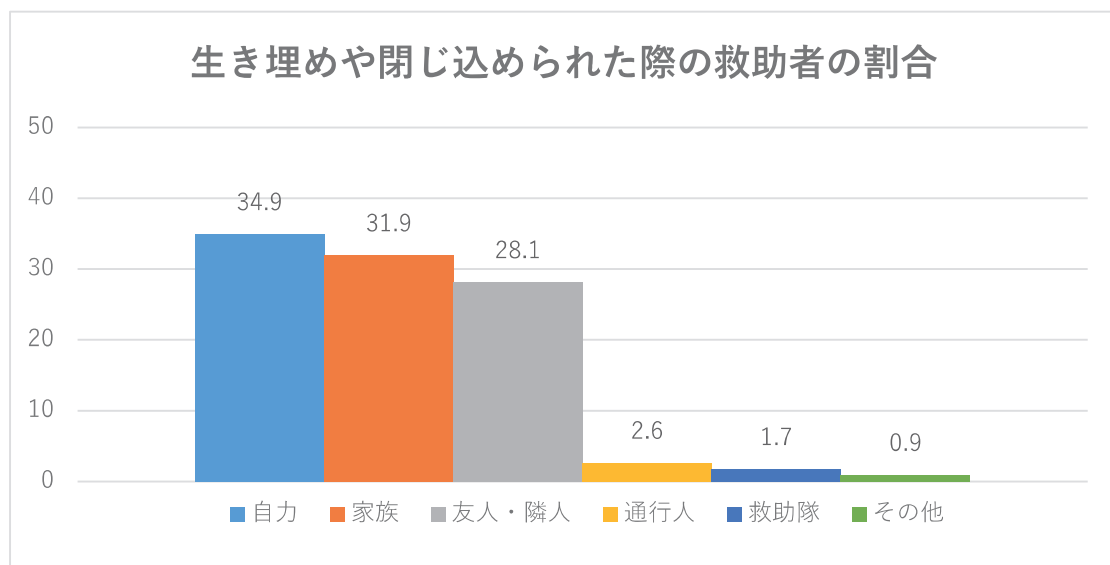
1-1-1：自助・共助による防災・減災の重要性

阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上が発災直後、倒壊した家屋や転倒した家具等の下敷きになり、短時間のうちに亡くなっています。このようなことにならないようにするには、日頃から住宅の耐震補強や家具の転倒防止など、「自助」の取り組みをしておく必要があります。また、公益社団法人日本火災学会の「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」によると、生き埋めや閉じ込めを救助した割合は自助・共助あわせて約98%であったことが報告されています。阪神・淡路大震災の教訓として、地震発生直後に短時間で亡くなることを考慮すると、迅速な救助・救出でいかに自助・共助が重要なかが明確になりました。

また、平成26年11月22日に長野県北部で発生した「長野県神城断層地震」では、発災直後に多くの高齢者や幼児らが倒壊家屋の下敷きになりましたが、地域住民の手によって、重機やジャッキなどを使って救出活動をした結果、幸いにも人命が失われることはありませんでした。地域においても、平時から「顔の見える関係」を構築しておくことで、地域防災力が向上し、いざという時の「共助」につながります。

このように、特に災害発生直後の公的支援が十分でないときの自助・共助は救助・救出活動や高齢者等の災害時要配慮者のケアにおいては大きく、防災・減災の取り組みにおいては欠かすことができない存在となっています。

【参考】阪神・淡路大震災での教訓



出典：日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

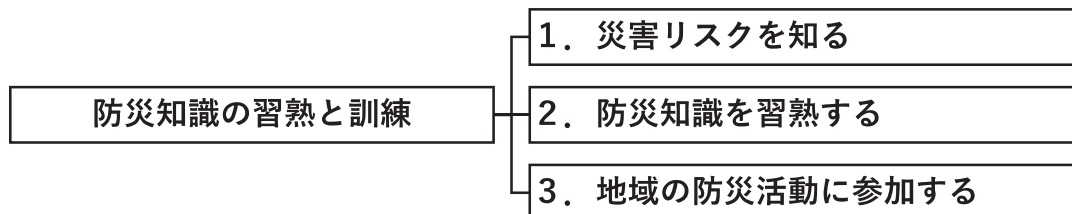
第5章

第1章
自助・共助

1 日頃から市民がしておくべきこと

1-1-2：防災知識の習熟と訓練

◆市民の取り組み（自助・共助）



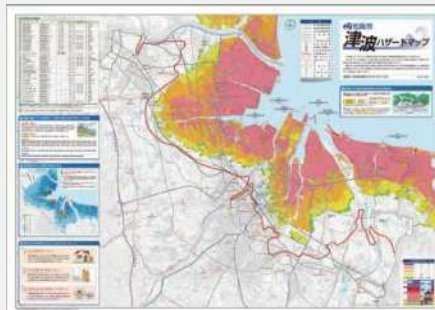
（1）災害リスクを知る

- 日頃より洪水や土砂災害、津波ハザードマップを確認し、いざという時にどこを通過してどこへ避難するかを検討します。ハザードマップには被害の想定区域だけでなく、避難場所や避難時の注意点等を掲載しています。ただし、あくまでも想定であるため、過信することは禁物です。
- 図書館等で地域の災害の歴史を調べ、自分が住んでいる地域の過去の災害を把握しておきます。
- 実際に自分が住んでいる地域から避難場所まで歩いてみて、危険な場所と安全な場所を把握しておきます。昭和56年5月以前に建築された木造住宅の密集地や狭い路地、ブロック塀、周囲より低い土地は危険な場所で、広いスペースや周囲より高い場所は安全な場所になります。

市の取り組み

国・県が公表した想定をもとにハザードマップを作成し、ホームページにて公表しているほか、希望者には配布しています。

津波ハザードマップでは、浸水が想定されている場所が着色され、浸水の深さによって色が分けられています。また、津波が発生したときに、避難の目標地点として、「津波避難目標ライン」を示しています。



松阪市津波ハザードマップ

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bousai/tsunamihazard.html>

(2) 防災知識を習熟する

- 災害ボランティア等への協力や参画をすることで経験と知識を習得します。
- 地域で開催される出前講座や市が開催する講演会等の機会を活用し、防災知識を習得します。

市の取り組み

市民向け防災啓発冊子「災害にそなえる ver.2」を発行しています。
ホームページで公表しているほか、希望者には配布しています。

この冊子では、「知る・備える・行動する」の3つのテーマに沿い、市民が災害に向けて取るべき備えと行動について、分かりやすく解説したものです。一般の防災冊子とは異なり、松阪市で起こりうる災害に特化した内容としています。



防災啓発冊子「災害にそなえる ver.2」
(令和3年10月)

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bousai/sonaerubook.html>

市の取り組み

市では定期的に防災講演会やシンポジウム等を開催し、市民のみなさんの防災意識の高揚を図っています。

(3) 地域の防災活動に参加する

- 救命救急講習や地域の訓練へ積極的に参加します。特に、消火器やバール、ジャッキ、AED等の資機材の使い方やロープ結索、応急手当等の技能は災害時のみならず普段でも役に立つことがあります。
- 学校や地域が主体となって進める訓練に積極的に参加します。訓練を通じて、地域のコミュニケーションを図っておくことで、顔の見える関係づくりが構築されます。こうしたつながりが災害時に大きな力を発揮します。
- 井戸所有者は災害時協力井戸の登録に協力をします。
- 近年では、住民自治協議会等が主体となり「地区防災計画」の策定をすすめています。これは、地域の災害リスクを知り、共有し、住民自らが作る防災計画です。防災講演会や防災ワークショップも開催されます。我が町の防災力向上のためにも、積極的に参加しましょう。

＊市の取り組み＊

地域が訓練を行うにあたって、関係機関と連携し、その指導や助言を行っています。

＊市の取り組み＊

災害時協力井戸登録制度による登録の申出を募集しています。また、登録のあった井戸を公表しています。

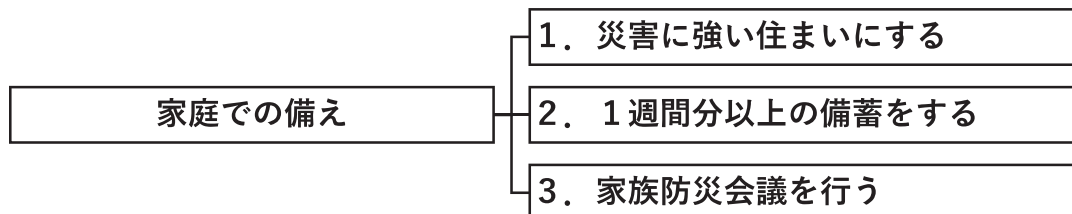
＊市の取り組み＊

避難所によってスペースの使い方が異なります。地域で避難所のレイアウトや役割等をあらかじめ検討しやすくなるよう、市では「松阪市避難所運営マニュアル（基本モデル）」（令和2年8月改訂）を作成・公表しています。

1 日頃から市民がしておくべきこと

1-1-3：家庭での備え

◆市民の取り組み（自助・共助）



（1）災害に強い住まいにする

- 昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅の耐震化に努めます。これらの木造住宅は一般的に震度 6 弱以上の揺れで大きな被害が発生し、倒壊の可能性が高くなります。
- 住宅の家具の転倒や移動防止をします。特に寝室は必ず家具の転倒防止を行い、また落下物にも注意をします。
- 家具類の上には重い物を置かないようにします。
- 住宅の窓ガラスには飛散防止フィルムを貼ります。
- 住宅用火災報知器や消火器の設置等、防火対策を行います。消火器の設置は使うときのことを考えて取り出しやすい場所に保管するほか、使用期限に注意します。
- コンロやストーブの前には燃えやすいものを置かないようにするとともに、ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置・固定します。また、ガスホースは劣化しないよう注意します。
- 通電時の火災を防止するため、感震ブレーカーを設置します。また、電気コードがカーペットや家具の下敷きになっていないようにします。
- 日頃から停電や断水に備えます。

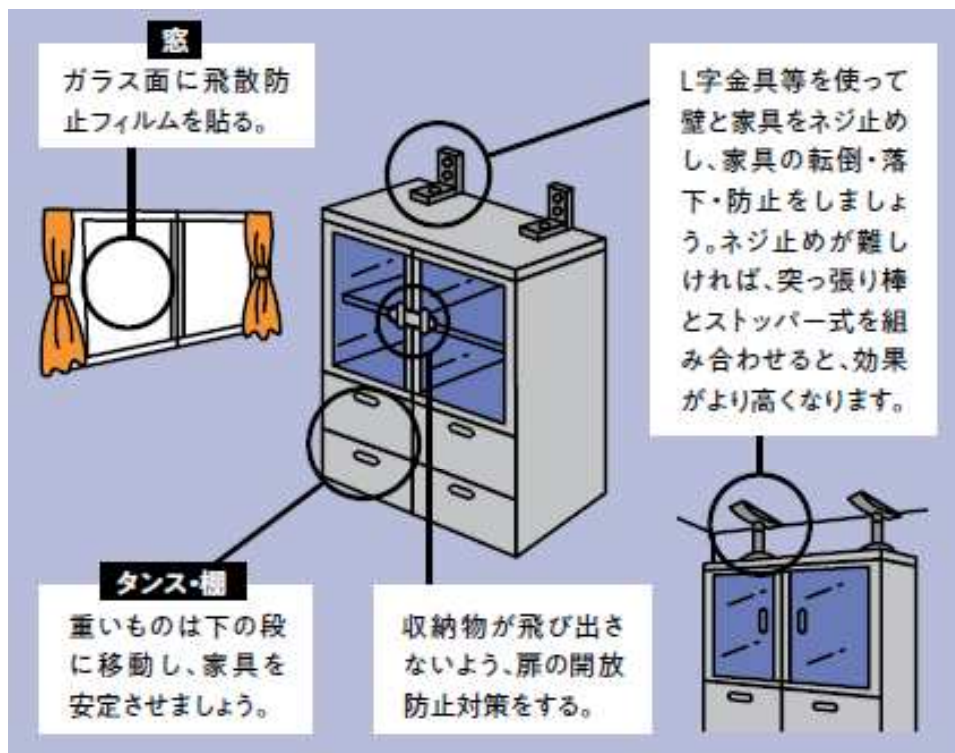
市の取り組み

昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅に対し、無料耐震診断を実施しています。無料耐震診断の結果、「倒壊の可能性がある」または「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅に対し、耐震補強設計の補助を、「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅には耐震補強工事や除却（解体）工事に補助をしています。

市の取り組み

65歳以上のみの高齢者のみの世帯、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の世帯等にとっては耐震補強工事の経済的負担が大きいことから、家具の転倒防止支援を行うことで、地震の際に命を守れるように取り組みを進めています。

【参考】家具の転倒・落下・移動防止



出典：松阪市防災啓発冊子「災害にそなえる ver.2」

(2) 1週間分以上の備蓄をする

- 災害時には電気・ガス・水道等のライフラインが被害を受けるほか、物資の供給が停滞します。水や食糧は最低3日分、できれば7日分を備蓄します。
- ローリング・ストック法を活用し上手に備蓄をします。
- ペットを飼うときは、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等ペット用避難用具の備蓄等をしましょう。
- 外出の際には水・食糧等をこまめに携行します。
- 慢性疾患を持つ家族がある場合には、症状に応じた医薬品等を準備します。
- 日頃より家庭でも携帯トイレ（凝固剤タイプ）を備蓄します。
- 携帯トイレ（凝固剤タイプ）の使用訓練をします。

【参考】ローリング・ストック法



出典：松阪市防災啓発冊子「災害にそなえる ver.2」

市の取り組み

南海トラフ地震を想定し、発災後1日分の食料の備蓄をしています。また、その他にもスーパーマーケット等との災害協定により被災者に配布できるよう体制の整備を進めています。ただし、発災後すぐには支援できないことも考えられることから、ローリング・ストック法等による家庭備蓄を進めましょう。

（3）家族防災会議を行う

- 平時から安否確認の方法や一時的な避難場所、避難所をどこにするか家族で話し合っておきましょう。
- 旅行や出張時には出先の避難所を調べておきます。
- 家族みんなで災害伝言ダイヤル（171）の体験使用をします。災害伝言ダイヤルは毎月1日、15日等体験日があります。
- 災害時にはペットも一緒に避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行います。

1 日頃から市民がしておくべきこと

1-1-4：情報を入手する方法を知る

◆市民の取り組み（自助・共助）

情報を入手する方法を知る

1. 防災情報を知る

2. 防災情報を入手する

（1）防災情報を知る

- 気象庁が発表する防災気象情報により、市は危険な状況になったと判断した場合に避難情報等を発令します。
- あらかじめ防災気象情報の意味を知っておくことが、行動につながります。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

気象状況	気象庁等の情報	市町村の対応	住民がとるべき行動	警戒レベル
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができません。命が危険な状況。いまいる場所が安全な場所へ直ちに移動する。	5
大雨の数時間～2時間程度前	土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮特別警報	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
大雨の半日～数時間前	大雨警報 洪水警報 ※高潮に切り替える可能性が高い 注意報 高潮注意報	危険 警戒 氾濫危険情報 氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、貴役の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
大雨の数日～約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性)	注意 氾濫注意情報 第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自主等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2
		心構えを一段高める ・職員連絡体制を確認	災害への心構えを高める	1

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成。

出典：気象庁ホームページ

（2）防災情報を入手する

- テレビやラジオ、インターネット、防災行政無線、メール等、多くの方法で情報を入手します。
- 市又は各関係機関に通報する電話番号の確認をします。

- 松阪市防災情報メールへの登録をします。
- 通信事業者等のホームページ等により、緊急速報メールの報知音を視聴します。
- 防災みえ.jp への登録をし、気象情報や河川水位情報を入手します。
- 日頃より防災情報の入手先を確認し、正しい情報を入手します。

市の取り組み

市では、市民のみなさんからの通報専用の電話として災害対策本部専用電話を設置しています。（☎：3-1-1 災害対策本部の立ち上げ）
松阪市災害対策本部 TEL：0598-22-4700（24 時間通報受付）

市の取り組み

市では危険が差し迫っている等の緊急時には、緊急速報メール（エリアメール）や防災行政無線を使って避難を呼びかけます。
また、その他にも災害が発生してからの被災者支援情報や平時における防災情報の提供のため、松阪市防災情報メールの運用をしています。

【登録方法】

- ① bousai.matsusaka-city@raidan.ktaiwork.jp へ空メールを送ります。
- ② 設定用メールが返信されますので、設定画面に従って登録をします。

市の取り組み

松阪市公式のスマートフォン向けアプリ「松阪ナビ」では、各種ハザードマップを確認したり、端末の GPS 機能を利用して現在地から避難所となっている施設へのナビゲーションを利用することができます。

県の取り組み

県では災害時の緊急情報や気象情報、ライフライン情報等をホームページ「防災みえ.jp」で公開し、各種防災情報を提供する三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」を運用しています。

また、注意報や警報、河川水位等の情報をメール配信するサービスを実施しています。

【登録方法】

- ① a@bosaimie.jp へ空メールを送ります。
- ② 設定用メールが返信されますので、設定画面に従って登録をします。

1 日頃から市民がしておくべきこと

1-1-5：安全な避難行動を確認する

◆市民の取り組み（自助・共助）

安全な避難行動を確認する

1. 安全な避難場所を把握しておく

2. 安全な避難行動を知る

3. 地域の避難訓練に参加する

（1）安全な避難場所を把握しておく

- ハザードマップを確認し、安全な退避先と避難経路の把握をします。
- 市が指定する退避先以外にも、安全な場所を日頃より把握しておきます。
- 避難所マップを確認し、いつ、どこへ避難するか日頃から検討しておきます。
- 避難途中に被災しないよう、実際の避難経路を歩いて危険な場所を把握します。特に低い場所を通る場合や河川を渡る場合、ブロック塀の横や狭い道を避けるようにします。また、冠水すると道路なのか溝なのかわからなくなるため、溝やマンホールの位置も注意して把握しておきます。

市の取り組み

市では、より安全性が高いと考えられる退避先を災害の種類別に指定をしています。いつも避難している場所がいつも安全とは限らないので、災害の種類によって指定が異なることに留意してください。

市では避難所マップを作成・配布していますので、一度ご確認ください。



松阪市避難所マップ

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bousai/hinanmap.html>

（2）安全な避難行動を知る

- 避難情報等の発令時には小中学校の体育館等へ避難することが一般的でよくある事例でしたが、安全性を確認せずに最寄りの避難所へ避難した結果、被災した事例もありました。
- そのため、市が避難情報等を発令した場合でも、立ち退き避難が危険をともなう場合には、屋内安全確保（待避又は垂直避難）を優先します。
- 適切な避難行動のためには、市民が自ら情報を収集し、とるべき行動を判断していく必要があります。
- 平時より住民自治協議会や自治会は消防団や民生委員等と連携し、水害時の避難行動について、市の出前講座やNPO等を活用して情報の収集や避難の判断等についてのワークショップや訓練等を繰り返し行うことが必要です。

【参考】水平避難と垂直避難の考え方



出典：松阪市防災啓発冊子「災害にそなえる ver.2」

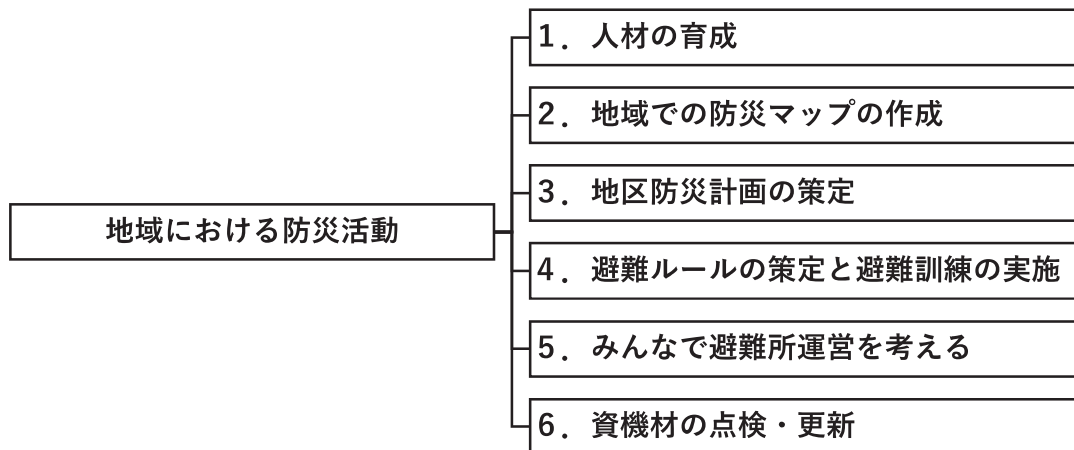
（3）地域の避難訓練に参加する

- 地域が実施する避難訓練に積極的に参加します。
- 避難訓練の際には、実際に災害が発生したことをイメージしながら、避難経路や危険な場所、安全な場所の確認を行います。また、避難に要した時間も測るようにします。

1 日頃から市民がしておくべきこと

1-1-6：地域における防災活動

◆市民の取り組み（自助・共助）



（1）人材の育成

- 防災士の資格取得等、一定の防災知識と技能を習得した人材を育成します。特に、女性の人材を積極的に育成します。
- 特に地域防災のリーダーとなる役員は市や県が実施する研修会等に積極的に参加します。
- 地域における防災活動において育成した人材を活用します。

市の取り組み

市では、住民自治協議会を対象に、防災士等の資格取得に対し受講料に対する補助をしています。

県の取り組み

県では、三重大学と共同設立した「みえ防災・減災センター」において、地域防災力の向上を目指して、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」等を通じて、自主防災組織や消防団の人材育成や充実強化を実施しています。

（2）地域での防災マップの作成

- 市が作成するハザードマップをもとに、退避先等の安全な場所を選定し、そこに至るまでの安全な避難経路を検討し、防災マップの作成をします。

- 避難途中での被災を避けるため、洪水や土砂災害の危険な場所の確認を行います。
- 地震・津波発生時の危険な場所の確認を行います。

市の取り組み

市では、住民自治協議会を対象に、防災マップの作成に対する補助をしています。

また、危険な場所の確認等で注意する点など市から指導・助言等が必要な場合には地域の取り組みを支援します。

県の取り組み

津波から県民の命を守るため、「My まっぷらん」の取り組みを進めています。津波発生時の避難経路をあらかじめ住民が確認して記入し、地域で共有をします。

(3) 地区防災計画の策定

- 地域防災力の向上とコミュニティの活性化のため、住民自治協議会を中心に地区防災計画の策定をします。
- 地区防災計画の策定においては、地域でスローガンを掲げる等、分かりやすく記憶に残りやすいものとします。
- 策定後は防災訓練等を通じ、計画を地域に根付かせる取り組みを行います。また、災害対策基本法に基づき、市の地域防災計画への計画提案をすることにより、市と一体となって計画を実行していきます。

市の取り組み

地域向けの定期的なセミナー等を開催し、地区防災計画の取り組みの先進事例等の情報提供を図り、地区防災計画策定を促進します。

また、地域における防災力を高めるため、市内の地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合、防災会議の議題としてとりあげ、十分な審査を行い地域防災計画に地区防災計画を定めることを検討します。

地区防災計画の策定方法が分からない場合には策定における指導・助言等を行い、地域の取り組みを支援します。

（４）避難ルールの策定と避難訓練の実施

- 東日本大震災において自動車で津波から避難した結果、被災し、犠牲者が多く発生した教訓から、特に津波発生時には徒歩での避難を原則とすることを共有します。
- やむを得ず自動車での避難をすることについてはルールを定め、地域住民で共有します。
- 地区で津波避難計画を策定し、避難時のルール等について地域に根付かせる取り組みを行います。
- あらかじめ作成した防災マップ等をもとに、安全な場所への避難訓練をします。
- 避難行動要支援者も訓練に参加するように支援者等に協力を求め、みんなで避難訓練をします。

（５）みんなで避難所運営を考える

- 各住民自治協議会を中心に「避難所運営ゲーム（HUG）」の取り組みを進めます。
- 地域で避難所の運営について話し合いをしておきます。
- 避難所運営について話し合うときは、女性が必ず検討に加わるとともに、高齢者、子ども、妊産婦、障がいのある方、外国人等と一緒に検討します。
- 市の避難所運営マニュアルを基本とし、避難所ごとに運営マニュアルを作成します。
- 避難所外避難者を想定したマニュアルの作成及び実践的な運営訓練を実施します。
- 地域の避難所で帰宅困難者の受入・支援について検討します。
- 避難所の使用スペースや使用できない場所等を事前に学校と協議します。

市の取り組み

避難所によってスペースの使い方が異なります。地域で避難所のレイアウトや役割等をあらかじめ検討しやすくなるよう、市では「松阪市避難所運営マニュアル（基本モデル）」を作成・公表しています。

（６）資機材の点検・更新

- 地域でも災害時に活用可能な資機材等を備蓄・確認します。
- 地域の防災訓練等で資機材等の使用方法を確認します。なお、防災訓練等で使用する場合には消防団等が安全管理を行うようにします。

市の取り組み

市では、単位自治会等を対象に、防災資機材の追加配備や修繕に対する補助をしています。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

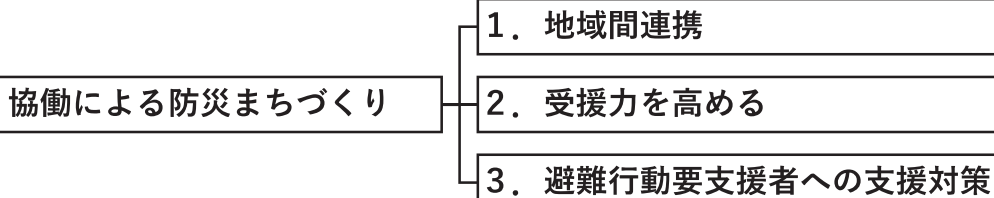
第5章

第1章
自助・共助

1 日頃から市民がしておくべきこと

1-1-7：協働による防災まちづくり

◆市民の取り組み（自助・共助）



（1）地域間連携

- 管轄する地域を超えた広域での避難や地域外の住民の受入等が想定されるため、平素より近隣地域との連携を深め、協働で研修会や防災訓練の実施をします。

（2）受援力を高める

- 地域において防災ボランティア活動を受け入れることは住民の生活再建や復興を早めることにつながるため、地域で防災ボランティアに対する理解を深めます。
- 平時から地域の情報整理（地域の危険箇所の把握や防災マップづくり等）を行い、土地勘のないボランティアでも受入をしやすいようにします。
- ボランティアにお手伝いのお願いをする際には、身の回りの状況や誰が困っているのかといった地域の状況をできるだけ具体的に伝える必要があることから、市や社会福祉協議会と連携し、地域住民の支援ニーズを把握する訓練等を行います。



内閣府（防災担当）「地域の受援力を高めるために」

(3) 避難行動要支援者への支援対策

- 高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児等の自力での避難が困難な方は、「地域で声かけ助け合い制度」の登録を行います。また、地域は市から名簿の提供があった場合には適正な保管・引継ぎ、消防団との共有を・連携を図ります。
- 上記の制度（本人からの申出）とは別に、市より提供された避難行動要支援者名簿（市が抽出し、本人より名簿提供の同意を得たもの）の適正な保管・引継ぎをします。
- 地域の避難行動要支援者の支援について、住民自治協議会や自治会等との話し合いをしておきます。
- 避難行動要支援者も訓練に参加するように支援者等に協力を求め、みんなで避難訓練をします。

市の取り組み

災害時要援護者避難支援制度（地域で声かけ助け合い制度）の運用をし、手上げによる申出があった災害時要援護者の名簿作成と消防団等との情報共有をしています。

また、災害対策基本法で義務付けられている避難行動要支援者名簿を作成し、同意が得られた要支援者については地域と共有し、支援について検討する取り組みを進めます。

【避難行動要支援者の定義】

- ① 75歳以上のひとり暮らしの方
- ② 80歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ③ 介護保険法に規定する要介護認定において要介護3以上の認定を受けている方
- ④ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受け、障がい1～2級に該当する方（内部障がいを除く。ただし、呼吸器系は含む。）
- ⑤ 療育手帳の交付を受け、記載された障がいの程度区分のうち、A1又はA2の判定を受けた方
- ⑥ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級に該当する方
- ⑦ 上記の要件に該当しない高齢者や障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害発生時に避難情報の入手や避難の判断、避難行動を自ら行うことが困難な方で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方

2 発災後に市民がすべきこと

1-2-1：命を守る避難行動

◆市民の取り組み（自助・共助）

命を守る避難行動

1. 地震から身を守る
2. 安全な場所へ避難する
3. 要支援者をみんなで助ける

（1）地震から身を守る

- 緊急地震速報を見聞きしたら、震度4以上のゆれが発生する可能性が高いと考え、すぐに自分の身を守る行動をとります。
- 直下型地震のときには緊急地震速報とほぼ同時に大きなゆれがおそうことがあります。大きなゆれを感じたら低い姿勢をとり、頭を守る、テーブルの下に身を寄せるなどの行動をとります。

【参考】緊急地震速報の利用の心得



出典：気象庁ホームページ

(2) 安全な場所へ避難する

① 地震・津波の時の避難

- 地震のゆれがおさまったら、火の元の確認をし、電気のブレーカーを切って避難します。また、家族や近所の方の安否確認を行います。
- 大きな地震のあとは余震も発生します。できるだけ落下物のおそれがない広い場所へ一時的に避難します。
- 強い地震やゆれが長い地震のあとは津波が発生するおそれがあります。携帯電話やラジオ等で情報を集め、すぐに安全な場所へ避難します。

② 風水害の時の避難

- 台風等の風水害は事前に予測することがある程度できます。テレビやラジオ等で気象情報を確認し、早めの避難を心がけます。
- 避難途中で被災しないよう、市が指定する退避先等へいくときには、周囲の状況をよく確認します。夜間やすでに道路が冠水している状況では避難情報等が発令されていても、無理な移動はせず、屋内の2階等に留まるほうが安全な場合もあります。
- 市が避難情報等で避難を呼びかけたときは、以下のいずれかの行動のうち、最も安全と判断できる行動をとります。

【参考】避難情報等の対象とする避難行動

- (1) 退避先（指定緊急避難場所）への移動
- (2) （自宅等から移動しての）安全な場所への移動（親戚や友人の家等）
- (3) 近隣の高い建物、強度の強い建物等への移動
- (4) 屋内安全確保

【参考】風水害時の避難行動のフロー



出典：松阪市防災啓発冊子
「災害にそなえる」ver.2

（3）要支援者をみんなで助ける

- 東日本大震災では被災地全体の死者数のうち、高齢者の死者数が約6割で、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍になりました。高齢者等の避難に支援を要する方々をみんなで助けるようにします。
- 助ける側の支援者が犠牲になる事例も多くあったことから、事前に退避ルールを作成するなど、地域で取り決めをしておきます。

2 発災後に市民がすべきこと

1-2-2：みんなで力を合わせる

◆市民の取り組み（自助・共助）



（1）みんなで救助する

- 倒れている人や家屋の柱や梁、家具等の下敷きになった人を見つけたら、大声で近くの人に協力を依頼し、みんなで助け合います。ジャッキやバール等を使って救助します。ただし、四肢を長時間挟まれ、圧迫されている場合にはクラッシュシンドロームのおそれもあることに留意し、救急搬送を優先します。
- 負傷者が出た場合には消防署へ搬送要請をしますが、災害時には救急車の到着が大幅に遅れることを想定し、ガーゼや清潔な布等で圧迫止血等の応急措置をします。
- 救出活動を行うときはヘルメットの着用や消防団員が地域住民の安全管理を行う等、二次災害を防止します。

（2）被害情報の収集と通報

- 地域で倒壊家屋やけが人、道路の被害等の被害情報をまとめ、市へ情報提供を行います。
- 地域で災害による異常な現象や危険な場所を見かけたら、二次災害を防止するため、市に通報します。

市の取り組み

市では、大雨警報等が発表された場合や震度5弱以上の地震、津波警報等が発表された場合には「災害対策本部」を設置し、24時間通報の受付等を行います。ただし、人命の救助要請や二次災害の危険性が高いなど、緊急性が高い事案が多く発生している場合には、そちらを優先して活動を行うことがあります。

(3) 正しい情報を入手する

- 情報は待つだけでなく、積極的にとるようにします。
- 気象情報や地震・津波観測情報、河川水位情報等は「防災みえ.jp」から取得し、市からの避難情報は携帯電話や防災行政無線等から取得します。
- 災害時は様々な流言・風評被害が発生することがあります。必ず情報の発信元を確認し、公的機関等の信用できる情報を入手します。

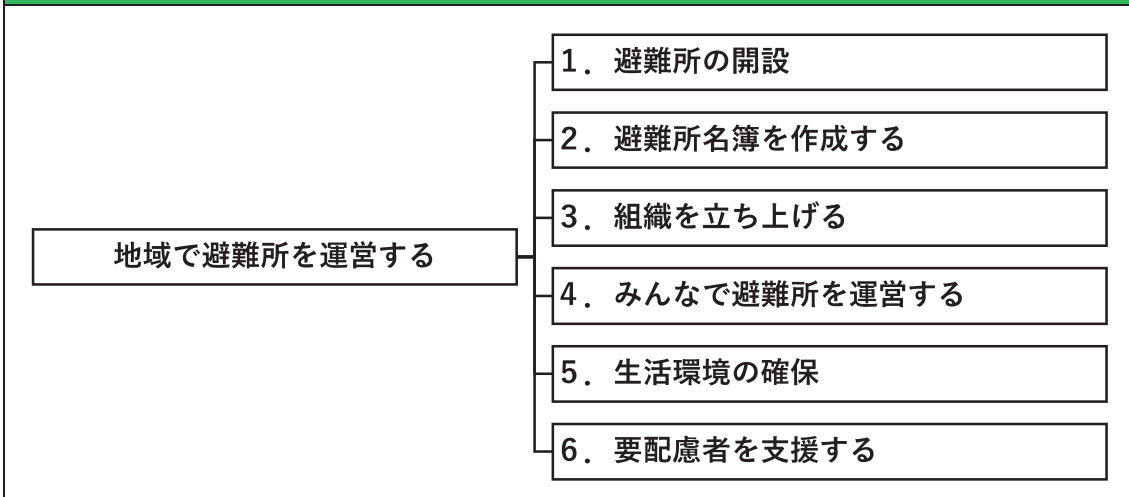
市の取り組み

災害が発生すると、被災者が必要とする情報は時間の経過とともに変わります。市では、携帯電話や防災行政無線等を使うほか、新聞社等を活用して避難所に新聞を配ったり、避難所へ情報を掲載したりするなどし、被災者へ情報提供をします。

2 発災後に市民がすべきこと

1-2-3：地域で避難所を運営する

◆市民の取り組み（自助・共助）



（1）避難所の開設

- 災害が発生した時間によっては市や施設管理者が必ずしも避難所を開設できるわけではありません。小・中学校には地震自動解錠ボックスを設置しているため、その中から体育館の鍵を取り出し、開錠します。
- 避難所を開設した後はすぐに避難所に入らず、避難スペースが安全かどうかを確認します。

市の取り組み

小・中学校に、震度5弱以上の揺れを感知したら自動で解錠する「地震自動解錠ボックス」を設置しており、その中に避難所と備蓄倉庫の鍵を収納しています。

台風等の風水害時には、市職員が小・中学校等のあらかじめ定めた指定避難所を開設します。

（2）避難者名簿を作成する

- 避難所を開設したら、必ず名簿を作成します。避難者は特に初動期は毎日人数の変動があります。
- 市は避難所で作成された名簿をもとに食糧等の支援物資を調達します。
- 避難者名簿を作成するときは、避難所に避難している住民だけでなく、避難所外避難者が名簿登録をしに来た場合にはあわせて記入をしてもらいます。

市の取り組み

「松阪市避難所運営マニュアル（基本モデル）」の中に避難者名簿のひな形を掲載しています。特に混乱している初動期には速やかに避難者名簿を作成できるよう、あらかじめ訓練等をおこなしましょう。

（3）組織を立ち上げる

- 災害が発生し、家屋への被害が多数発生すると、多くの方が避難所へ滞在することが想定されます。そのため、避難所は集団生活となることから、様々な規律が必要となります。
- 避難所はサービスを受ける場ではなく、生活を再建するための場であることから、地域が運営を行い、そのために被災者が運営に協力します。
- 運営のために必要な組織（避難所運営委員会）を立ち上げます。
- 避難所運営委員会は被災者の要望や必要な支援物資の種類・数量等を取りまとめ、市へ伝達します。
- 避難所運営委員会には女性委員を必ず加え、意見を取り入れるようにします。

【参考】設置する運営班と主な業務内容

班名	主な活動内容
総務班	配置計画、日誌等の作成、避難所運営委員会の開催 災害対策本部への連絡、苦情相談対応、防犯対策、救護
情報班	避難所内外の情報収集・伝達・広報、取材への対応
被災者管理班	避難者の受付、名簿の作成・管理、安否確認等への対応
施設管理班	施設・設備の点検、資機材の調達、施設管理者との調整
食料物資班	食料・生活物資の調達、受入、管理、配給、炊き出し対応
衛生班	衛生管理（トイレ、ごみ、ペット、風呂）、健康管理、感染症 予防対策
外部支援受入班	行政職員やボランティア、NPO、医療、福祉、介護等専門職の 人的支援の受入
要配慮者支援班	要配慮者への情報提供、スペースの調整、状況や要望の把握、 支援物資の提供

出典：松阪市避難所運営マニュアル（基本モデル）

(4) みんなで避難所を運営する

- 大規模災害になると市は警察、消防、自衛隊等と連携して人命の救助、医療機関等と連携した保健医療活動、支援物資の調達、応急仮設住宅の建設調整、遺体の安置・埋火葬等、様々な業務が発生するため、市職員が避難所を運営することができません。
- 住民自治協議会等の地域が主体となって運営を行い、市や施設管理者はその運営支援を行います。



出典：松阪市防災啓発冊子「災害にそなえる ver.2」

(5) 生活環境の確保

- 避難所では被災者自ら掃除をするなど、衛生環境の確保に努めます。
- 避難所では感染症の予防のため、手洗いやうがい、消毒をこまめに行います。また、感染症の疑いのある避難者は一時的に別室へ移っていただくなど、感染症の予防に努めます。
- 車中泊避難者は特にエコノミークラス症候群となりやすいことから、適度な運動を心がけるなど、健康管理に配慮します。

* 市の取り組み *

避難所等を中心に、必要に応じて消毒等を実施します。また、保健師が各避難所を巡回し、衛生管理や保健活動等について指導・助言を行います。

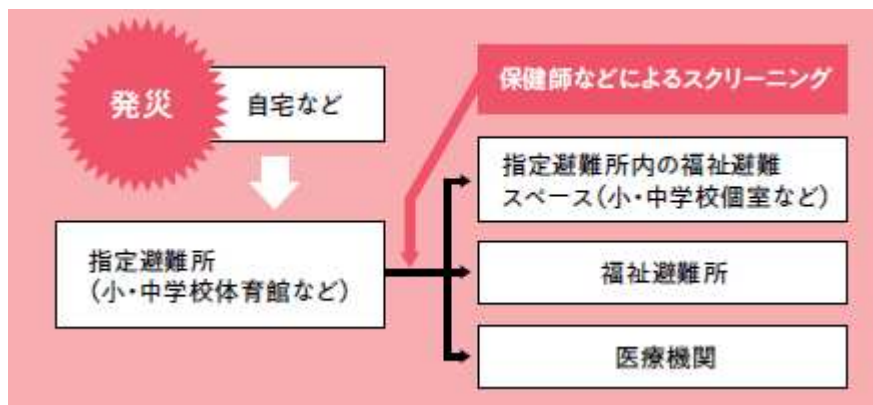
(6) 要配慮者を支援する

- 小・中学校等の指定避難所では、高齢者や障がい者等の要配慮者のための避難スペース（個室等）を設けるよう努めます。
- 福祉避難所や病院に移送する必要がある方がいる場合には市へ連絡をします。また、家族等の支援者と協力して移送します。
- 支援物資の配給においては高齢者や子どもを優先するなどの配慮をします。

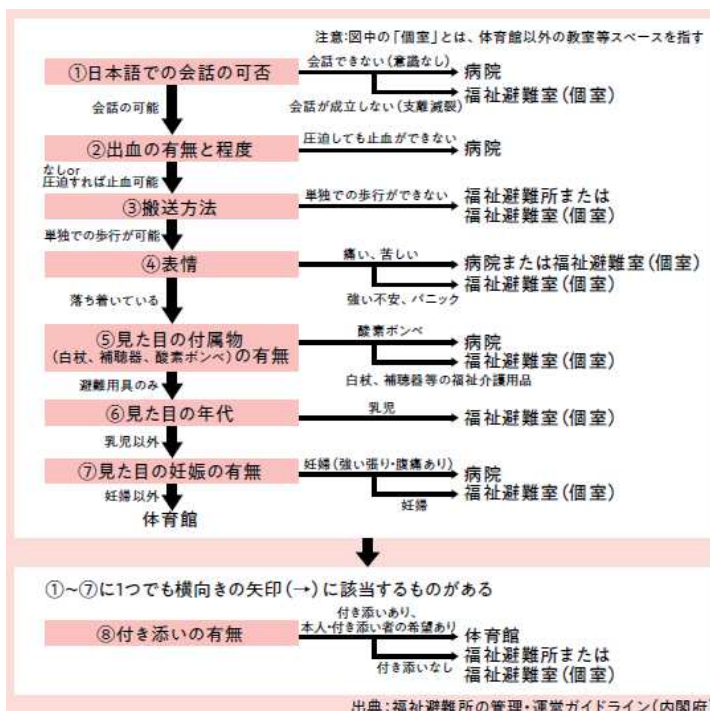
市の取り組み

避難所で生活することが困難な要配慮者を支援するため、民間施設等に福祉避難所としての受入を要請します。また、介護職員等の確保について県と調整します。

【参考】指定避難所におけるスクリーニング



【参考】スクリーニングの一例

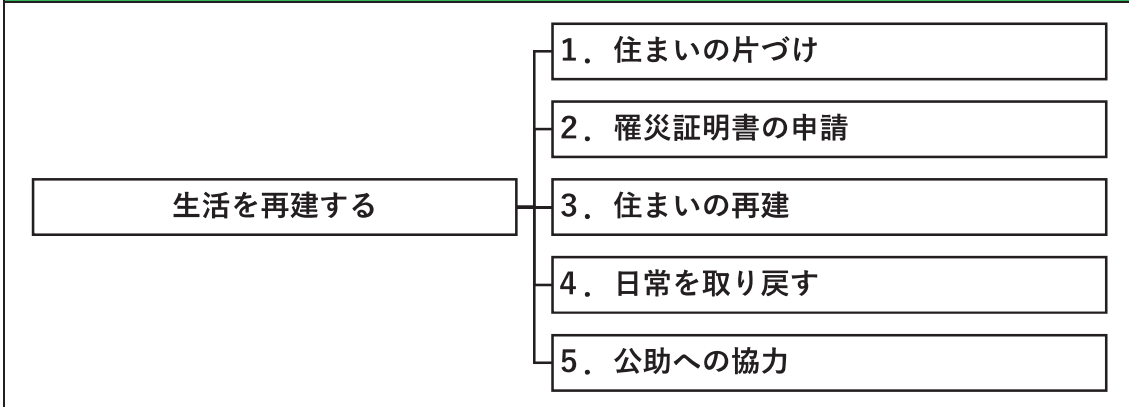


出典：松阪市防災啓発冊子
「災害にそなえる ver.2」

2 発災後に市民がすべきこと

1-2-4：生活を再建する

◆市民の取り組み（自助・共助）



（1）住まいの片づけ

- 家屋が浸水した場合には市へ連絡をします。
- 感染症を予防するため、市から配布された薬剤を使って、消毒をします。
- 家屋や家財、電化製品等のごみは、市の指示に従い、ごみの分別等についてルールを守って搬出します。
- 家屋の清掃、ごみ出しは重労働であるため、高齢者等に配慮し、地域で助け合いながら行います。必要であれば市にボランティアを要請するなど、必要な人員を確保します。

市の取り組み

- 浸水した家屋には消毒のための薬剤配布を行います。
- 災害廃棄物の分別・収集・運搬について地域へ周知し、適切な処理をします。必要に応じて三重県災害等廃棄物処理応援協定等により支援要請を行います。
- ボランティアの要請が多い場合には社会福祉協議会等と連携し、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、各所よりボランティアを受入します。

（2）罹災証明書の申請

- 罹災証明書は家屋の被災程度を市が証明するものであり、「被災者生活再建支援金」や「災害見舞金」の支給判断、応急仮設住宅の提供可否、保険金の請求等のもとなる大切な証明です。
- 罹災証明書の交付を受けるためには、被害に遭われたことを市に申請し、市が「被害認定調査」を行うことが必要です。

- 特に風水害は、災害が発生してから数日で浸水跡等が消えてしまう可能性もあり、調査ができなくなることがあるため、できる限り早めに申請をします。なお、申請期間は災害発生から3か月以内としています。

市の取り組み

罹災証明書の交付申請があると、住家等の被災程度を判断するための調査を実施します。市の被災程度の判断に不服があるときは再調査を申請することができます。

【参考】被災建築物応急危険度判定調査と被害認定調査の違い

被災建築物応急危険度判定とは、二次災害を防止するために応急的な判定を行うものです。地震発生後ただちに、時間をかけずにより多くの被災建築物の調査を行い、結果は「調査済」「要注意」「危険」の3段階で判定されます。

一方、被害認定調査（罹災証明のための調査）は「罹災証明書」の交付のために行う調査であり、その後の応急仮設住宅の提供可否や支援金の額等、生活の再建に大きく影響するものであることから、より詳細な調査を行います。



(3) 住まいの再建

- 大規模な災害においては、県や市が実施する自力での生活再建支援制度を活用し、被災住宅の補修等を行います。
- 自力での生活再建が困難な場合には災害公営住宅等の支援を受けるなど、住まいの再建を行います。
- 日頃から大規模な地震に備えて、地震保険への加入をしておきます。

市の取り組み

自力での生活再建を支援するため、県や住宅金融支援機構との連携、早期の住宅相談窓口の設置、市営住宅の斡旋等を行います。

なお、災害発生後に提供する応急仮設住宅は住家の「全壊」等が対象であり、その供与期間は2年間とされています。

(4) 日常を取り戻す

- 早期の再就職や日雇労働に向け、臨時職業相談窓口の利用や、公共職業安定所による職の斡旋を活用します。
- 罹災証明書の交付を受け、市等が実施する各種被災者支援制度（税・保険料の減免、公共料金の減免、保育料の減免、保険金等の支払いなど）を活用し、生活再建の一助とします。

(5) 公助への協力

- 市や公的機関（消防等）が災害時の応急措置等のために、必要に応じて行う障害物の除去や私有地の一時使用、収用等においてはその使用に協力するものとします。